

# ご用心! 18歳で契約が可能に

クイズに  
チャレンジ

自立した消費者になるために

知らなきや損する

日本での成年年齢は、明治9(1876)年以来20歳です。OECD(経済協力開発機構)加盟国で成年年齢が20歳なのはニュージーランドと日本だけ(韓国は19歳)、その他の国々は18歳です。2018年6月、民法の成年年齢を18歳に引き下げる法律が成立し、今年4月1日に施行されます。つまり「18歳から大人」ということです。ただし飲酒、喫煙、公営ギャンブルは20歳からです。

民法で定める成年年齢には、「一人で有効な契約をすることができる」という意味があります。未成年者の場合、契約を締結するには父母の同意が必要で、同意がなければ後から契約を取り消すことができます。

4月1日から18歳、19歳、20歳に達すると「大人」となることから、高校では、消費者庁の教材「社会への扉」(ネットで検索すると閲覧できます)などで教育を行っています。「社会への扉」には、自立した消費者になるためのクイズが掲載されています。一部をご紹介します。成年の皆さんは解けるでしょうか。解答も記載しますが、学校での教育だけでは、おそらく不十分だと感じます。

国民生活センターに寄せられる相談件数、特にマルチ取引の契約者数では大人になりたての年齢がダントツに多いことから、今回の改正で心配なのは、契約に関するトラブルに巻き込まれる危険です。ご家庭でも、大人になることについて話し合っただけではいかがでしょう。

日本財団の18歳意識調査「国や社会に対する意識」(2019年、9カ国で実施。各国で17歳~19歳の男女500人ずつが対象)を見ると、「自分を大人と思う」と答えた人は、アメリカ78.1%、インド84.1%、中国89.9%だったのに対して、日本は29.1%にとどまりました。

## Q1...店で買い物をするとき、契約が成立するのはいつ?

- ①商品を受け取ったとき。
- ②代金を支払ったとき。
- ③店員が「はい、かしこまりました」と言ったとき。

## Q2...店で商品を買ったが、使う前に不要になった。解約できる?

- ①解約できない。
- ②レシートがあり1週間以内なら解約できる。
- ③商品を開封していなければ解約できる。

## Q3...ネットショップでTシャツを買ったけれど似合わない。クーリング・オフできる?

- ①クーリング・オフできない。
- ②契約してから14日間ならクーリング・オフできる。
- ③商品が届く前ならクーリング・オフできる。

(※解答は「暮らしのマネープラン」18頁)

また「自分は責任ある社会の一員だと思う」との設問に対してイエスと答えた人は、イギリス89.8%、韓国74.6%、インドネシア88.0%に比べ、日本は44.8%でした。成人年齢の違いが、影響しているのかもしれませんが。

4月からは高校で、金融教育などお金に関する教育も始まります。マネー相談で「学生の時に投資やお金の勉強をしておけばよかった」「今からでも勉強したい」とよく聞きます。中立的にお金の基礎を学びたい人は、金融経済教育に関わる官庁や団体が連携して制作した無料のeラーニング講座「マネピタ~人生を豊かにするお金の知恵~」が参考になります(受付は3月末まで)。



暮らしのマネープラン相談センター・所長  
サードパーティファイナンシャルプランナー 高橋 昌子

## あなたの暮らしと財産を守るパートナー

■時間相談 ..... 1時間まで5,500円 2時間まで8,800円

教育資金・老後資金・相続・住宅ローン・保険の見直しや商品選択、確定拠出年金など何でも相談できます



■マイホーム相談 ..... 33,000円

無理のない予算額、頭金や購入時期、最適な住宅ローン・生命保険・火災保険など、マイホーム購入にまつわるマネープランについて何でも、マイホーム購入まで時間を気にせず相談できます

■退職マネープラン相談 ..... 33,000円

退職後の手続き、年金や保険、退職資金計画など退職後の生活設計について何でも、時間を気にせず相談できます



暮らしのマネープラン相談センター 金沢市此花町3-2 [ライプ1ビル1F]

☎076-232-2038

要予約

(株)FPサポート研究所 <https://www.fpsl.co.jp/> ●平日/10:00~19:00 ●土日/10:00~17:00

いしかわ暮らしのマネープラン